# 裁決評釈

贈与を受けた債券に係る償還額のうち、当該債券(元本)に対する利息部分の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しないとした事例(平成21年分の所得税の更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分・棄却)

国税不服審判所平成24年12月3日裁決(裁決事例集89号)

福岡国税不服審判所長作 田降 史

# ♦SUMMARY♦

本件裁決は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決(平成20年(行ヒ)第16号・平成22年7月6日第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集64巻5号1277頁)を受けて、生命保険年金以外の資産についても、当該最高裁判決の射程が及ぶとしてなされた審査請求事件の一つであり、当該最高裁判決を受けて設けられた所得税法第67条の4(平成23年法律第82号により創設)の適用可能性がある資産に係る事件という点に特徴がある。当該最高裁判決の射程を考える上で参考となる事件である。(平成27年6月30日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、 税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解 を示すものではありません。

|                | 目           | 次   |
|----------------|-------------|-----|
| 1              | 本件裁決の概要     | 246 |
| (              | (1) 事件の概要   | 246 |
| (2) 関係法令等      |             |     |
| ;)             | (3) 基礎事実等   | 247 |
| (4) 争点及び請求人の主張 |             |     |
| (!             | (5) 審判所の判断  | 248 |
| 2              | 本件最高裁判決について | 249 |
| 3              | 本件裁決について    | 252 |
| 4              | おわりに        | 253 |

# 1 本件裁決の概要

## (1) 事件の概要

本件は、審査請求人(以下「請求人」とい う。)が、請求人の父から贈与を受けた外国 法人が発行する債券に係る第1回目の償還額 のうち、当該債券に係る償還予定表において 利息相当額とされる部分を雑所得として平成 21年分の所得税の確定申告を平成22年7月 16日に行い、併せて、当該債券に係る贈与税 及び所得税の課税関係は、年金受給権に関す る相続税と所得税の二重課税についての最高 裁判所判決(平成20年(行ヒ)第16号・平 成22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻 5号 1277 頁(1)。以下「本件最高裁判決」とい う。) の射程が及ぶものであり、同判決の内 容に沿った課税処理がなされるべきであるか ら、当該利息相当額は、その一部が所得税法 (平成22年法律第6号による改正前のもの。 以下同じ。) 第9条《非課税所得》第1項第 15 号に規定する非課税所得に該当するとし て更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、 更正をすべき理由がない旨の通知処分をした ことから、請求人がその全部の取消しを求め た事件である。

審判所は、本件で贈与を受けた債券(元利

均等償還が行われる社債)の利子に係る所得 には、本件最高裁判決の射程が及ばないと判 断した。

# (2) 関係法令等

- イ 所得税法第9条第1項は、同項各号に 掲げる所得については、所得税を課さな い旨規定し、その第15号において、相 続、遺贈又は個人からの贈与により取得 するもの(相続税法の規定により相続、 遺贈又は個人からの贈与により取得し たものとみなされるものを含む。)を掲 げている。
- ロ 所得税法第 23 条《利子所得》第 1 項 は、利子所得とは、公社債及び預貯金の 利子並びに合同運用信託、公社債投資信 託及び公募公社債等運用投資信託の収 益の分配に係る所得をいう旨規定して いる。
- ハ 相続税法(平成 22 年法律第 6 号による改正前のもの。以下同じ。)第 24 条《定期金に関する権利の評価》第 1 項第 1 号は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額につき、有期定期金について

は、その残存期間に応じ、その残存期間 に受けるべき給付金額の総額に、次の割 合を乗じて計算した金額である旨規定 している。

残存期間が5年以下のもの

100 分の 70

(途中省略)

残存期間が35年を超えるもの

100 分の 20

- 二 相続税法基本通達 24-1《「定期金給付契約に関する権利」の意義》は、相続税法第 24 条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいうのであるから留意する旨定めている。
- ホ 財産評価基本通達(以下「評価通達」 という。)197-4《元利均等償還が行わ れる公社債の評価》は、元利均等償還が 行われる公社債の価額は、相続税法第24 条第1項第1号の規定を準用して計算し た金額によって評価する旨定めている。

#### (3) 基礎事実等

- イ 請求人の父である E (以下「父 E」という。) は、平成 13年 12月 12日付で、 F 社との間で、父 E を委託者兼受益者、 F 社を受託者とする信託契約を締結し、 同契約によって G Trust (以下「本件 G 信託」という。) を設定した。本件 G 信 託の受託者は、平成 19年には J 社となった。
- ロ 請求人は、平成 19 年 8 月 9 日付で、 同年 6 月に g 諸島 h 島に設立された K 社との間で、請求人を委託者兼受益者、 K 社を受託者とする信託契約を締結し、 同契約によって L (以下「本件信託」と いう。)を設定した。
- ハ 平成 20 年 12 月 16 日、父 E は、J 社 に対し、本件 G 信託の信託財産を原資と

- して、M 社の発行する平成 57 年を満期 とする 2 件の Euro Notes (債券) を購 入し、請求人及び請求人の子 3 名に贈与 するよう指示をした。
- 二 平成20年12月23日、M社は、同年7月4日付で同社が作成したEuro Note Programmeに基づき、上記への2件のEuro Notes (債券)のうち父Eから請求人に贈与される債券(以下「本件債券」という。)の条件等の詳細を定めたFinal Terms(以下「本件最終合意書」という。)を作成した。本件最終合意書による本件債券の条件等は、次のとおり(抜粋)である。
  - · 発行日 平成 20 年 12 月 23 日
  - ·満期日 平成 57 年 12 月 23 日
  - ・償還日 平成 21 年 6 月 23 日以降、満期日までの毎年 6 月 23 日と 12 月 23 日
  - ・償還額 償還予定表に従い、債券1単 位につき、元利合計2,302円が 各償還日に支払われる(償還予 定表には、各償還日における支 払額、利息額、元本償還額、利 息残高、元本残高が記載されて いる。以下、当該償還予定表を 「本件償還予定表」という。)。
- ホ 平成 20 年 12 月 23 日、M 社は、本件 最終合意書に基づき、本件債券を発行し、 同月 24 日、当該債券は、本件信託の資 金により設立されたP社名義の保管口座 (以下「P 社保管口座」という。) に預 託された。
- へ 平成 20 年 12 月 24 日、J 社は、上記 ホの本件債券の購入代金を、本件 G 信託 の資金からユーロクリア<sup>©</sup>を通じて M 社 に支払った。
- ト 請求人は、平成 21 年 3 月 16 日、D 税 務署長に対し、平成 20 年 12 月 24 日に 父 E から本件債券の贈与を受けたとし

て、平成 20 年分の贈与税の申告書を提出した。

- チ 平成21年6月24日、本件償還予定表に基づき、M社i支店から、本件債券に係る第1回目の償還額として、元本の償還額とされている金員及び利息とされている金員(以下、当該利息とされている金員を「本件金員」という。)がそれぞれP社保管口座に送金された。
- リ 平成 21 年 6 月 26 日、第 1 回目の償還額(以下「本件償還額」という。)が、 P 社保管口座から本件信託の受託者である K 社に送金された。
- ヌ 請求人は、平成 22 年 7 月 16 日、平成 21 年分の所得税について、本件金員を雑 所得の金額として確定申告をしたが、併 せて、同日、請求人が確定申告をした本 件金員の一部は、本件最高裁判決と同様 に非課税所得である旨を理由として、本 件更正請求をした。

#### (4) 争点及び請求人の主張

争点は、本件金員のうち請求人が主張する 部分が、所得税法第9条第1項第15号に規 定する「相続、遺贈又は個人からの贈与によ り取得するもの」に該当し、非課税所得であ るか否かであり、請求人は、次のように主張 した。

本件債券の贈与は、まさしく相続税法第24条により評価される有期定期金債権の贈与に当たり、また、本件最高裁判決に関する「最高裁判決研究会」(③の平成22年10月22日付報告書(以下「最高裁判決研究会報告書」という。)において、「同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる。」と結論付けていることからすれば、本件債券及び本件債券に係る第1回目の償還金である本件償還額についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである。

そして、本件償還額のうち本件債券の取得時における現在価値に相当する部分は、本件最高裁判決がいう「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」ということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。そこで、請求人が、本件最高裁判決と同様に、本件償還額のうち、本件債券の取得時における現在価値に相当する部分を、その取得の日の属する平成20年分における国税庁公表の基準年利率による複利現価率(0.995)を用いて計算すると、〇〇〇〇円となる。

# (5) 審判所の判断

まず、審判所は、本件債券が父 E の信託財産を原資とし、M 社が作成した本件最終合意書に基づき、M 社が発行した債券であり、所得税法上「社債」に該当すると認定した。しかしながら、本件債券は「社債」であっても元利均等償還の社債であることから、請求人も主張するように、相続税法上、評価基本通達197-4によって、有期定期金の評価に適用される相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して評価される。その理由については次のとおりである。

「公社債の価額の評価については、評価通達 197《評価単位》において、①利付公社債、②割引発行の公社債、③元利均等償還が行われる公社債及び④転換社債型新株予約権付社債に区分してそれぞれ評価することとされ、このうち③元利均等償還が行われる公社債については、評価通達 197-4 において、相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定められている。これは、上記③の元利均等償還が行われる公社債が、債券の満期日前に元本の一部に相当する一定額(元本の償還額)を一定の償還日ごとに順次償還し、各償還日ごとの元本の償還額とその償還前の元本の残額に対応して発生する利息との合計額を均等にして償

還する内容のものであるから、いわゆる年金 保険契約に係る年金受給権のように、契約に より、単に、ある期間定期的に金銭の給付を 受けることを目的とする内容の権利たる『定 期金給付契約に関する権利』に該当するもの ではないが、定期金給付契約に関する権利の うち、同号に規定する有期定期金に関する権 利と、ある期間定期的に金銭の給付を受ける という形態において類似するため、これと同 様の方法で、相続税法第22条に規定する『財 産の価額』を評価することを許容したものと 解される。」

つまり、本件債券が相続税法上第24条第1項第1号を準用して評価されるのは、本件債券が有期定期金に該当するからではなく、途中で譲渡や解約をせずに、最終償還まで保有した場合には、有期定期金と同様の効果(キャッシュ・フロー)を持つ金融商品であるので、相続税法上は、同様の方法で評価を行うことが適当と考えられたからに他ならないということである。

そして、審判所は、本件債券が所得税法上「社債」に該当することに加え、本件債券が、本件最終合意書及び本件償還予定表において第1回目の償還から最終回の償還まで、各償還日に償還される元本の一部と、それに併せて支払われる当該各償還前の元本残高に対応して発生する利息及び元本残高等が、発行時にあらかじめ明確に区分されているものであることを指摘した上、所得金額を算定するに当たっても、特別の事情がある場合を除き、原則として、当事者の自由な意思によって成立した契約内容等を前提とするのが相当であり、本件債券及び本件償還額には、特別の事情は認められないとして、以下のように結論付けた。

「本件最高裁判決における年金受給権と本件債券とは、…ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態は類似するものの、① 当該年金受給権は『定期金給付契約に関する 権利』に該当するものであるのに対し、本件 債券は『社債』に該当するものであり『定期 金給付契約に関する権利』には該当しないも のであること、及び②当該年金受給権は元本 部分と運用益部分とが区分されていないもの であるのに対し、本件債券の各償還額は元本 部分と利息(運用益)部分とが約定において 明確に区分されているものであることからす れば、その権利の性質・内容が明らかに異な るものというべきである。

そうすると、本件は、本件最高裁判決と事案を異にするものであり、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決が示した当該年金受給権の解釈、すなわち、年金受給権に基づく各年金支給額のうち相続税(又は贈与税)の課税対象となる年金受給権の現在価値に相当する部分が所得税の課税対象とならないとした解釈をそのまま当てはめて、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当ではない。」

## 2 本件最高裁判決について

請求人の主張は、贈与を受けた債券(元利 均等償還が行われる社債)に係る贈与税及び 所得税の課税関係が、本件最高裁判決の射程 に含まれることを前提としていることから、 まず、本件最高裁判決の射程について確認し ておきたい。

本件最高裁判決は、相続人が、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約に基づく特約年金として、被相続人の死亡の年から 10 年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利(年金受給権)を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたという内容の事件において、相続税法第24条第1項第1号の規定に基づき計算した金額が年金受給権(定期金給付契約に関する権利)の価額として相続税(又は贈与税)の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権(定期

金給付契約に関する権利)の取得の時におけ る時価、すなわち、将来にわたって受けるべ き年金(各定期金)の金額を当該年金受給権 (定期金給付契約に関する権利) の取得の時 における現在価値に引き直した金額の合計額 に相当し、その価額と残存期間に受けるべき 年金(各定期金)の総額との差額は、当該年 金(各定期金)の上記現在価値をそれぞれ元 本とした場合の運用益の合計額に相当するも のとして規定されていると解されるとして、 これらの年金(各定期金)の各支給額のうち 上記現在価値に相当する部分は、相続税(又 は贈与税) の課税対象となる経済的価値と同 一のものということができ、所得税法第9条 第1項第15号の規定により所得税の課税対 象とならないものというべきである旨判示し た。

本件最高裁判決での争点は、相続税が課税された年金払の死亡保険金について、「年金の方法により支払われる額のうち、有期定期金債権に当たる年金受給権に係る年金の各受給額は、そのすべてが所得税の課税対象となるか」であったが、最高裁判所調査官による解説(4)(以下「最高裁判所判例解説」という。)では、その実質的な争点として、年金払の死亡保険金と一時金ないし一時払金としての死亡保険金との間に課税上の差異を設け、年金払の死亡保険金に対してのみ相続税と所得税とを重ねて課税することとしていた従来の取扱いが適法なものであるかどうかが存在したと解説されている。

本件最高裁判決では、所得税法第9条第1項第15号にいう「『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは…財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。」と述べ、この所得が「当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかなら」ないとして、同号の規定が、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対し

ては所得税を課さないこととして、同一の経 済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税 との二重課税を排除したものであると解され る」とした上で、上記のように判示している。 したがって、所得税法第9条第1項第15号 は、包括所得概念の下では、「相続」や「贈与」 による資産の取得が、本来は相続人等の所得 として所得税の課税対象になるべきものであ るが、当該資産には相続税法の規定により相 続税等が課されることになるので、この資産 取得に伴う所得に関して、相続税と所得税の 二重課税を回避するための規定であると考え られる。そうすると、本件最高裁判決の事件 で考慮すべき問題は、年金(定期金)の各回 の支給額に、その資産取得に伴う所得の経済 的価値と同一の部分があったか否かというこ とになる。この点について本件最高裁判決は、 「当該年金受給権の価額として相続税の課税 対象となる…価額は、当該年金受給権の取得 の時における時価、すなわち、将来にわたっ て受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時 の現在価値に引き直した金額の合計額に相当」 するので、「これらの年金の各支給額のうち上 記現在価値に相当する部分は、相続税の課税 対象となる経済的価値と同一のものというこ とができ、所得税法9条1項15号により所 得税の課税対象とならない」と判示している。

ところで、本件最高裁判決では、被相続人の下で実現しなかった保険金差額利益(払い込まれた保険料と支払われるべき保険金との差額)に課税しない結論になっている。本件最高裁判決は、相続、贈与等があった場合に、一般的に、前保有者の下で実現しなかった、まだ所得税の課税されていない所得についての課税を否定するものだろうか。その射程についてどう考えるべきか。

最高裁判決研究会報告書では、土地、株式 等の値上がり益について、関連税制の沿革を 踏まえると、「現行税制は土地、株式等の相続 時までの増価分が相続税、所得税の双方の課

税ベースに含まれることを前提に、その課税 方法について納税者負担に配慮した調整が図 られているものと考えられる。」と述べ、また、 定期預金の既経過利子については、相続以降 発生する利子にかかる源泉所得税とともに定 期預金の満期日にまとめて相続人から源泉徴 収されているが、「被相続人段階で課税されて いない部分について合理的な課税を確保する 措置であ」るとし、「必ずしも所得税法9条1 項 16 号 (筆者注:現行) に抵触するものと は言えない」とした。ただ、「この際、確認的 な意味で立法的手当てを講じておくことが望 ましいものと考える。」と述べている。財務省 「平成 23 年度税制改正の解説」においても 定期預金の既経過利子について、ほぼ同様の 記述がある⑤。

一方、最高裁判所判例解説では、保険年金 等に係る旧来の課税について、「従前の課税実 務のうち、現在価値部分(年金受給権の価値 部分) に対する課税は、相続人固有の所得に 対する課税ではなく、所得税法 59条・60条 と同様の趣旨で、被相続人の下で実現しな かった保険差額利益への課税を相続人の下で 行おうという一種の課税の繰延べの趣旨で あったと解する余地がある。」として検討し、 結論として「(所得税法第60条第1項第1号 のような)権利確定主義(実現主義)に対す る特別の例外規定のない限り、被相続人の下 で実現しなかった保険差額利益を被相続人の 所得として所得税課税の対象とし、又はこれ に対する所得税課税を相続人に繰り延べるこ ととすることは、現行所得税法の解釈として 困難ではないかと解される。」として、こうし た課税には、特別の規定が必要であるとの解 釈を示している。ただし、最高裁判所判例解 説は、その注において、被相続人の下での保 険金差額利益に対する所得税課税が認められ ない実質的な理由について考察した論考とし て、生命保険金が保険金の受取人(相続人) において原始的に取得するものであること、

被相続人には生命保険金を打ち消すだけの損 失(生命の喪失)が常に存在することを指摘 した論考を紹介している(6)。保険金差額利益 にこうした特殊な理由があることを考えれば、 本件最高裁判決は、最高裁判所判例解説がい う実質的争点(年金払いの死亡一時金と一時 金ないし一時払金としての死亡保険金との間 に差異がある課税が適法か)を解決するため の手法として所得税法第9条第1項第15号 の趣旨を用いて判決を書いたと理解すべきな のかもしれない。浅妻章如立教大学教授は、 「最高裁は、一時支払の場合との均衡もとり つつ、包括的所得概念に近い課税方法をもた らした。包括的所得概念に近い課税方法自体 は目新しくないが、現行法(必要経費:所税 37条等)の解釈として可能か定かでなかった ところ、所得税法 9 条 1 項 15 号だけでこの 結論を導けるという勇断を、最高裁は成し遂 げた。」のと述べられる。そう考えると、この 判決の射程は難しい。生命保険年金の場合だ けを対象にしたと理解すべきなのかもしれな い。そうすると、結局、生命保険年金以外の 資産の場合に、最高裁判所判例解説でいう「特 別の規定」が必要か否かに関しては、明確に は結論が出ないこととなる。

# (参考)

本件最高裁判決を受けた所得税法施行令の改正(平成22年政令214号)においては、相続税法第24条で評価される保険年金等(退職年金契約なども含む。)を対象に非課税部分と課税部分を分ける規定となっている(所得税法施行令第185条等)。「経済価値が同一」部分について、本件最高裁判決で、相続税法第24条第1項の評価方法に沿った説明がされている以上、これ以上の限定は難しかったのかもしれない。なお、必要経費に算入される保険料等の額の計算については、別途規定している。

## 3 本件裁決について

本件裁決は元利均等償還社債の贈与の事件 であり、評価通達 197-4 によって、相続税 法第24条を準用して、定期金と同様に評価 されて贈与税がかかるケースであった。しか し、贈与されたのはあくまで「社債」であり、 本来の有期定期金ではなく、改正後の所得税 法施行令第185条第1項が適用される保険年 金等(同施行令第183条第3項に規定する生 命保険契約等に基づく年金)にも該当しない。 本件最高裁判決の直接の射程から外れること は明らかである。ただし、社債の場合、社債 の元本の償還には、当然に課税されないので あり、利子(運用益)部分が利子所得として 課税される。そうだとすれば、そこで前保有 者の下で課税されていない所得として問題と なり得るのは、既経過利子ということになる う。この問題は、現行法の下では、所得税法 第67条の4が「特別の規定」として働き、 解決されるのであるが、本件債券の贈与の当 時には所得税法第67条の4は存在しなかっ た。上述のとおり、財務省「平成 23 年度税 制改正の解説」は、この規定を確認規定であ ると説明しており、また、最高裁判決研究会 では、経過利子の課税制度について、定期預 金の利子を例にあげ、「被相続人段階で課税さ れていない部分について合理的な課税を確保 する措置であるとして、必ずしも所得税法 9 条 1 項 16 号 (筆者注:現行) に抵触するも のとは言えない」としているが、最高裁判例 解説は、こうした被相続人の下で実現しな かった所得を被相続人の所得として所得税課 税の対象とし、又はこれに対する所得税課税 を相続人に繰り延べることとするような課税 には「特別の規定」が必要である旨述べてお り、社債の既経過利子が争いとなる事件で あったなら、議論になったところであろう。 しかし、本件裁決のケースでは、贈与者によ る社債の取得と、贈与が同日付で行われてい るとみられるので、この問題は表には出てこ

ないこととなる。

本件裁決で贈与の対象となったのは社債で あるから、上述のとおり既経過利子が問題と なる場合があるものの、元々その元本の償還 には課税されず、課税の対象となるのは利息 (運用益)の部分である。そして、本件では、 既経過利子が問題となるケースではなく、各 社債償還時の支払額に含まれる元本額、利息 額とも事前に約定で定められていたのである から、課税対象は各回の支払額のうち、契約 で利息として定められていた額によることが 適当である。この点、本件最高裁判決では、 各回の年金支給額に占める元本(本件最高裁 判決では各回の年金額の相続時における現在 価値)と運用益の構成について、一定の仮定 を置いていた。本件最高裁判決の事件におい て、契約で定められていたのは、各年金支給 時の支払額であるから、そこに含まれる元本 及び運用益の構成については、一定の仮定を 置かざるを得なかったことになる。この点に ついて、本件最高裁判決は、将来にわたって 受け取るべき年金の各支給額のうち、その被 相続人死亡時の現在価値に引き直した価値に 相当する部分は、相続税の課税対象となる経 済的価値と同一のものということができる旨 述べ、各支給時期の年金が、一定の元本と、 その元本の運用益からのみ構成されるとの仮 定を置いて、最初の年金支給時の支払額はす べて元本からなる(その支給額と被相続人死 亡時の現在価値とが一致する)と解して、判 決を導いていることが分かる。判決後、新た に定められた所得税法施行令は、この考え方 をベースに定められているが、この考え方自 体は一つの仮定でしかなく、他の想定も不可 能ではない点に着目すれば、各回の支払額の 構成(社債の元本償還と利息)が約定で定め られている本件裁決の事件について、本件最 高裁判決が採用した一定の仮定を、約定を無 視して採用すべき理由は見い出せない。

このように考えると、本件債券が「定期金」

に当たらず「社債」であり、また、「元本」と「運用益」部分とが、約定において明確に区分されていることを理由として、本件裁決の事件が本件最高裁判決の事件と事案を異にし、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当でないとした本件裁決の判断は適切であるといえる。

## 4 おわりに

本件裁決は、本件最高裁判決を受けて、生命保険年金以外の資産についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとしてなされた審査請求事件の一つ<sup>(8)</sup>であるが、本件最高裁判決を受けて設けられた所得税法第 67 条の 4 の適用可能性がある資産についての事件という点に特徴がある。ただし、この点、贈与者の社債購入と贈与が同時であるから、結果として、既経過利子は問題とはならなかった。

また、本件裁決の「社債」は、約定で償還 日に償還される元本の一部とそれと合わせて 支払われる利息の額とが定められていたこと から、各支払時の支払総額で定められていた 本件最高裁判決の保険年金とは、この意味で も同様に扱うべき理由がなかった。

本件裁決は、本件最高裁判決の射程を考える上で参考となるものであるが、現状では、 所得税法施行令第185条第1項の適用がない ことが明らかであり、また、社債の既経過利 子については、現在は所得税法第67条の4 の規定が存在することから、今後同様の問題 が発生する可能性は小さいと考えられるとこ ろである。 して総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、当該年金は、相続税法3条1項1号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法9条1項15号により所得税を課することができないと主張して、上記更正の一部取消しを求めた事案に対するものであり、要旨次のとおり判示した。

- ① 所得税法第9条《非課税所得》第1項柱書 の規定によれば、同項第15号にいう「相続、 遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」 とは、相続等により取得し又は取得したものと みなされる財産そのものを指すのではなく、当 該財産の取得によりその者に帰属する所得を 指すものと解される。そして、当該財産の取得 によりその者に帰属する所得とは、当該財産の 取得の時における価額に相当する経済的価値 にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税 対象となるものであるから、同号の趣旨は、相 続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値 に対しては所得税を課さないこととして、同一 の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所 得税との二重課税を排除したものであると解 される。
- ② 年金払特約付きの生命保険契約に基づき、 被相続人の死亡により相続人が年金の方法に より支払を受ける場合の保険金とは、基本債権 としての年金受給権を指し、これは、相続税法 第24条《定期金に関する権利の評価》第1項 所定の定期給付金契約に関する権利に当たる ものと解されるから、年金の方法により支払を 受ける上記保険金 (年金受給権) のうち有期定 期金債権に当たるものについては、同項第 1 号の規定により、その残存期間に応じ、その残 存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の 割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権 の価額として相続税の課税対象となるが、この 価額は、当該年金受給権の取得の時における時 価(同法第22条)、すなわち、将来にわたって 受けるべき年金の金額を被相続人死亡時の現 在価値に引き直した金額の合計額に相当し、そ の価額と上記残存期間に受けるべき年金の総 額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそ れぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相 当するものとして規定されているものと解さ

<sup>(1)</sup> 本件最高裁判決は、年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた夫が死亡したことにより、同契約に基づく第1回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた者が、当該年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、年金の額から必要経費を控除した額を雑所得の金額と

- れる。したがって、これらの年金の各支給額の うち上記現在価値に相当する部分は、相続税の 課税対象となる経済的価値と同一のものとい うことができ、所得税法第9条第1項第15号 の規定により所得税の課税対象とならないも のというべきである。
- ③ (訴訟当事者である) 相続人は、相続人を保 険金受取人とする年金払特約付きの生命保険 契約を締結し、保険料を負担していた被相続人 の死亡により、当該契約に基づく特約年金とし て、当該死亡の年から10年間にわたり、毎年、 死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る 権利(年金受給権)を取得し、死亡日を支給日 とする第 1 回目の特約年金の支払を受けたと ころ、当該年金受給権は、年金の方法により支 払を受ける保険金のうちの有期定期金債権に 当たり、また、当該支払を受けた特約年金は、 被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の 年金であるから、その支給額と被相続人死亡時 の現在価値とが一致するものと解される。そう すると、当該年金の額は、全て所得税の課税対 象とならないから、これに対して所得税を課す ることは許されないものというべきである。
- (2) 国際証券決済機関。ブリュッセルにあり、証券 の預託、保管、貸借、決済、送金等を行なってい る。
- (3) 政府税制調査会の専門家委員会の下に設けられた著名な租税法学者数名を構成員とする臨時的な研究会。本判決の射程及び関連する論点につき、平成22年10月22日付で「『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について」(報告書)をとりまとめ、政府税制調査会に提出した。(4) 古田孝夫「最高裁判所判例解説民事篇 平成22年度」(法曹会)431頁、法曹時報65巻6号
- (5) 財務省『平成23年度税制改正の解説』161頁 以下「『保険年金』に係る最高裁判決を受けた対 応」中、199頁「五 贈与等により取得した資産 に係る利子所得等の金額の計算の明確化」。

19 頁。

(6) 本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する 考察 -生命保険年金の二重課税問題を中心と して-」第31回日税研研究賞入選論文集83頁(平成20年)、三木義一=大垣尚司「年金受給権と年 金の課税関係 -金融・法・税務研究センターの

- 開設の挨拶に代えて一」立命館法学309号1頁(平成18年)。
- (7) 浅妻章如「判例クローズアップ・生命保険年金 二重課税事件」法学教室 362 号 45 頁 (平成 22 年 11 月)。
- (8) この他に、相続により取得した土地の相続時までの値上がり益について争われた事件(平成23年12月2日裁決、裁決事例集85号)、相続により取得した著作権の相続後発生した使用料について争われた事件(平成24年4月13日裁決、裁決事例集非登載)がある。